

日光市立小・中学校

児童生徒、職員が陽性者となった場合の対応について

1 休業等について

	本人の状況 (欠席期間等)	学校の対応 (授業等)	休業の期間等
児童生徒	感染 (出席停止 : 完治まで)	休業 学校全体、学年、学級等の範囲 については、状況により判断	原則 2 日 消毒の実施
	濃厚接触 (出席停止 : 2 週間)	通常どおり	
	感染の疑い (出席停止)	通常どおり	
保護者	感染	通常どおり	
	濃厚接触	通常どおり	
	感染の疑い	通常どおり	
職員	感染 (病気休暇 : 完治まで)	休業 学校全体、学年、学級等の範囲 については、状況により判断	原則 2 日 消毒の実施
	濃厚接触 (病気休暇 : 2 週間)	通常どおり	
	感染の疑い (病気休暇)	通常どおり	

2 通知等について

(1) 陽性者が判明した学校の保護者あてに通知します。

内容は、本校の児童生徒（職員）から陽性が判明したこと、休業の取扱いについてなどです。

(2) 市内小中学校の全保護者あてに通知します。

内容は、本校以外の児童生徒（職員）から陽性が判明したこと、当該学校の休業の取り扱いについてなどです。

※ 学校名の公表は、国の目的に基づいて、非公表の方針です。ただし、感染の広がるおそれがあると、保健所が判断した場合、公表することがあります。

3 Q&A

Q1 休業期間を2日とするのは？

A1 濃厚接触者の特定や、検査に必要な日数や業者による消毒を見込んでいます。したがって、長期休業中、誰も学校に登校していない等、濃厚接触者がいない場合や、調査が早く終了した場合は、休業せずに通常登校としたり休業を短くしたりすることがあります。

Q2 休業の範囲が、学校全体や学年に変わるのなぜ？

A2 A1にあるとおり、濃厚接触者がいないなど、関係しない学年が明らか
な場合は、休みとする必要がないと判断し、関係学年だけの休業とすることがあります。学校全体に関係する恐れがある場合は学校全体を「臨時休業」とします。

Q3 濃厚接触者はどうやってわかるのか？

A3 保健所が、感染者の行動等を踏まえて判断します。濃厚接触者と判断した方に対して、保健所が直接連絡します。

Q4 陽性がわかった後、いつどのように登校できるのか？

A4 保健所から検査結果とともに、療養について指示があります。一定期間、入院等により療養したのち、医師が登校可能と診断した場合、児童生徒については「意見書」を記入してもらいます。（医師会に未加入の医療機関は交付しませんので、その際は、学校に相談してください。）なお職員の場合は、「意見書」の必要はありません。